

# 教育厚生委員会会議録

日時 令和2年10月1日(木) 開会時間 午前 9時59分  
閉会時間 午後 3時03分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 山田 七穂  
副委員長 臼井 友基  
委員 浅川 力三 杉山 肇 遠藤 浩 宮本 秀憲  
鷹野 一雄 大久保 俊雄 望月 利樹

委員欠席者 なし

## 説明のため出席した者

教育長 斉木 邦彦 教育次長 小林 厚  
教育監 井上 耕史 理事 降旗 友宏  
教育委員会次長(総務課長事務取扱) 小田切 三男  
福利給与課長 小尾 一仁 学校施設課長 藤原 さつき  
義務教育課長 中込 司 高校教育課長 荻野 智夫  
高校改革・特別支援教育課長 百瀬 友輝 生涯学習課長 山岸 ゆり  
保健体育課長 上田 直人 少人数教育推進監 河端 雄一  
ICT教育推進監 遠藤 豊 働き方改革推進監 小俣 義一  
  
福祉保健部長 小島 良一 福祉保健部理事(民生次長兼職) 成島 春仁  
福祉保健部次長 下川 和夫 福祉保健部参事(衛生薬務課長事務取扱) 大澤 浩  
福祉保健総務課長 津田 裕美 健康長寿推進課長 細田 尚子  
国保援護課長 眞田 健康 障害福祉課長 古澤 善彦  
医務課長 齊藤 武彦 健康増進課長 高橋 直人  
子育て支援局長 依田 誠二 子育て政策課長 土屋 嘉仁  
子ども福祉課長 小俣 達也

## 議題

(付託案件)

- 第79号 山梨県安心こども基金条例中改正の件  
第83号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの  
及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

- 請願第1-7号 ゆきとどいた教育を求めることについて  
請願第2-2号 公立・公的病院の「再編・統合」に反対し、山梨県の地域医療の拡充の意見書採  
択を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。  
また、請願第1-7号及び2-2号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、教育委員会関係、福祉保健部・子育て支援局関  
係の順により行うこととし、午前9時59分から午後12時05分まで教育委員会関  
係、休憩をはさみ午後1時10分から午後3時03分まで福祉保健部・子育て支援局  
関係の審査を行った。

主な質疑等 教育委員会関係

- ※第83号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの  
及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(ICT端末整備について)

杉山委員 教の7ページの県立学校の情報機器整備事業費のところなんですけれども、70年代  
くらいにパソコンが登場して、それ以来、携帯電話からスマートフォンと、そういった  
技術の進歩によって社会が大きく変わってきているわけです。これからAI等によって、  
判断していく社会になっていくということで、この先どういった世界になるのか想像が  
つきません。私の世代にとっては、昭和の時代がよかったなと思うこともあるんですけ  
ども、そういった中で、今、米中がいろいろやっていますけれども、そういう世界を制  
する者が、これからの世界を制するんだということで、大変厳しい時代になっていくん  
だろうと思います。

そのような中で、今の子供たちがそういった厳しい社会を生き抜いていくために、こ  
ういった関連する教育あるいは教育整備といったものは非常に大切だと思っているわけ  
です。子供たちが世の中で生き抜いていくということが、つまりは日本の将来にかかっ  
ているんだと思っています。

そこで、この整備事業費について具体的にどういった事業をされるのか、まずお聞き  
したいと思います。

荻野高校教育課長 主な事業内容ということで御説明申し上げます。

生徒用の端末といたしまして、高等学校と特別支援学校の高等部につきましては、生  
徒3人に1台分を、特別支援学校の小学部、中等部につきましては、全児童数の整備を

行いたいと思います。

また、各学校の既存にある台数なども考慮しながら大型提示装置及び実物投影機を全ての普通教室に整備をする予定でございます。

また、ICT機器の整備や調整に係る業務、それから教員がICT機器を活用するための補助などを行うICT支援員の配置を行いたいと思います。

また、総合教育センターにおいて、ICT機器を活用した実践的な研修を実施するための研修者用の端末や電子黒板等の整備も行いたいと思っております。

杉山委員 今、御説明の中で、ICT支援員の配置というようなことなんですけども、これは要するに、その授業の支援じゃなくて、先生に対する支援ということでよろしいですか。

荻野高校教育課長 基本的には先生方の支援を考えております。あと、生徒の機器が不備になったり、動かないような場合には、機械の調整等も行ってもらおうということも考えてございます。

杉山委員 御承知のように、このICTというのは、活用の仕方によって、幾らでも可能性が広がることだと思います。以前、会派で東北のほうへ研修に行ったときにも、そのICTの現場を見学させていただいて、その先生次第で、幾らでも活用の仕方があるって、例えばクラスの把握だとか、あるいは個々の把握だとか、個別の習得状況だとか、そういったものを逆にどのように生かすのかとか、いろんなやり方があるって、大切なのは、その先生なんですよ。

当然先生方、いろいろ得手不得手があったりするわけで、場合によっては子供たちのほうが進んでいるような状況もあるのかもしれませんが、そういう意味では、この先生たちの指導力というのは、大変重要になってくるんだと思いますけれども、例えばこういう教育というのは、韓国なんかは20年先を進んでいると言われております。やっとスタートラインについたという状況の中で、こういった教育をやるに当たっては、そのスピード感というのも当然必要なんだろうと思います。

そういう意味では、この支援員の役割というのも、大きいと思うんですが、何人くらいの支援員を予定されているのか、お聞きしたいと思います。

荻野高校教育課長 来年3月には、端末が整備される特別支援学校を中心に支援を行うために3名を配置し、4月以降につきましては、高校にも順次端末が納品される予定でございますので、県立学校全体で12名を配置することとしてございます。

杉山委員 最終的に来年度から12名ですか。それで十分かどうか、認識をお聞きしたいと思います。

荻野高校教育課長 国が作成した教育のICT化に向けた整備5カ年計画というものがございまして、そちらでは4校に1人の配置を目標としております。12名の配置により、県立高等学校につきましては、目標を上回る4校に1人以上の配置となっております。

さらに、広域的な質問等に対応するヘルプデスクの機能も、ICT支援員の業務とあ

わせて委託していきたいと思っておりますので、必要な支援は可能ではないかと思っております。

杉山委員 　　いずれにしても、その教える先生方のレベルによって、子供たちが影響を受けるわけです。そういう意味では、先ほども言いましたけれども、今、時代がどんどん進んでいるわけですね。そういった意味では、スピードが大事で、先生方にこういう環境にやっとなれて、覚えたというときに、もう既に違う世界になったということも考えられるわけです。もうそういう意味では、これから例えばそういった先生方に対する支援をするに当たっても、3年間でこのくらいのレベルをとというような目標をつくって、そういったスピード感を持っていかないと、意味がなくなってしまうと危惧をするところもあります。答弁は結構ですけども、その目標値をつくって、例えば2年くらいでこのレベルに全ての先生方をさせるとか、そういった目標を持って、スピード感を持ってぜひ進めていただきたいと思っております。

宮本委員 　　関連質問をさせていただきたいと思っております。

支援員の話ではなくて、端末について聞きたいんですが、とりあえず3人に1台という御答弁があったと思うんですが、そうすると県立高校の3人に1台という、ざっくりと数字はわかると思うんですが、一応何人分くらい整備をして、1人当たりどれくらいの予算をまず積んでいるのか、伺いたいと思っております。

荻野高校教育課長 　先ほど3分の1と申しましたが、おおよそ6,000台程度の整備を考えてございます。1人当たりの予算につきましては、今後の選定等にもかかわりますので、ここでは控えさせていただきます。と思っております。

宮本委員 　　わかりました。確かに調達する際に、余り手口をあかさすべきでないと思っておりますので、承知しました。

端末の選定ですね。来年度から運用ということなので、かなりタイトなスケジュールだとは思いますが、今後どういうプロセスを経て、例えば端末を入札等していくんだと思っておりますが、今時点でわかっている詳細を教えてくださいませんか。

荻野高校教育課長 　具体的な選定方法等については、今後の検討となりますけれども、有識者や学校関係者等の御意見も伺う機会を設けながら決定してまいりたいと考えてございます。

宮本委員 　　短い期間で来年の4月までということで、全く決まっていないということはないと思うんですけど、今時点で大体こうしたいなというスケジュール感、プロセスがもしわかれば、もう一度伺いたいと思っております。

降旗理事 　　年度内に調達ができるような形でもっていくために、今、高校教育課長から御答弁を申し上げましたが、具体的な選定方法などは、これから詳細には思っているんですけども、今御指摘がありましたOSのさまざまな検討の観点があろうかと思っております。例



ら、70年代からすれば隔世の感ということで、おけているということで、私もさきの一般質問で、そもそも何でこれまでのパソコンは高かったのかということについて述べさせていただいて、たくさんソフトウェアが入っていて、ハードディスクメモリがあって、セキュリティコストやメンテナンスコストがかかる。この端末が当然重くなれば、それだけ過大スペックになれば高くなるというのは、その考え方、それがある意味、これまでの高校にある共用のパソコン教室にあるパソコンの考え方だと思うんですが、そういった中で、やはり今回GIGAスクール構想というところで、これまでと違う考え方、端末のスペックを軽くして、その分安くして高速大容量ネットワークとしてやっていくと、そういう考え方だということを、改めてここで確認をしておきますが、今回その高校の端末整備についての予算は、文部科学省の補助対象になっていないんですけれども、GIGAスクールというところで、これは高校でも当然参考にすべきである。あるいは参考にするというような印象を受けますが、指針として3つあって、1つはクラウドの共有のグループウェアですか、無償のグループウェアを使うこと、そして4万5,000円程度の上限で…

山田（七）委員長 宮本委員、簡潔にお願いいたします。

宮本委員 端的にいきますと、このGIGAスクール構想を前提に、高校の端末整備を踏まえていくのか否か。踏まえないのか、あるいは全くこれは考慮しないのかどうか、考慮するのか、それをまず聞きたいと思います。

降旗理事 御承知のとおり、小学校、中学校では、GIGAスクール構想で、クラウドを活用した環境整備ということで進められておまして、高等学校の県立学校の整備におきましても、当然このGIGAスクール構想を参考にしながら検討を進めていく方向で考えているところでございます。

宮本委員 GIGAスクール並みということは、先ほどOSの話がありましたけど、アップルのIOS、グーグルのクロム、マイクロソフトのウィンドウズ系、その3つから今後端末を選んでいくという認識でよろしいでしょうか。

降旗理事 今後の選定にかかわる点になりますので、余り詳細を申し上げづらいですが、今、委員がおっしゃられたOSが、今教育関係の中でよく使われているというようなことは、当然考慮されていく論点の一つになってくると考えております。

宮本委員 先日、横浜で既に入札がありまして、その結果を見ますと1台3万5,000円だと。そうすると12カ月掛ける3年、36カ月でいくと1カ月1,000円を割るような価格になっている。先ほどの一般質問のことを再質問しましたように、当然BYODを考えていますと、生徒の家庭の所得格差によって、よいものを買える人もいれば、そうじゃない人もいる、ある意味格差になっていく、教育の格差につながってしまう可能性がある。その意味で考えると、当然安いもの、よりコストが安いものを買うべきだと。そ

ういったことについては、当たり前だと思うんですが、当然いいものを安く買っていく。安いものを調達していくという認識でよろしいでしょうか。

降旗理事 先ほども答弁申し上げましたが、OSの評価の観点、さまざまな観点がございまして、その評価の観点を総合的に勘案しながら選定するというところで、もちろんその中には委員御指摘のコストの面というの観点の中に入ってくるものと考えております。

宮本委員 コストに関して伺いたいんですが、PCをトータルコスト・オブ・オーナーシップという概念、PCをいわゆる総保有コストって、それは御存じですよね。TCOについての概念。

降旗理事 済みません、勉強不足で、そのところについてはちょっと正確なところは十分承知していないところでございます。

宮本委員 わかりました。当たり前なんですけど、PCを買うときに、そのPCをその端末の値段だけ今比較しても余り変わらないわけで、その後の例えばOSのアップデートとか、セキュリティーとか、当然OSをアップデートするときに、それはサーバーが必要じゃないですか。ジャストサーバーとか、31校の公立高校に一つ一つローカルサーバーを入れていかざるを得ないようなところで、じゃそれが年間どれくらいかかるのかとか、そういったものを含めて、トータルにコストをちゃんと比較してOSを比べなければいけないという概念なんですけど、そういった意味も含めて、いわゆるICTの端末を導入するとき、初期のコストもちろん見なければいけないんですけど、その後どんどんかかっていく。気がつけば、学校や教育委員会のところに、そのコストが重くのしかかっていく。そこも含めてちゃんと初期に検討していただきたい。それも含めて検討していただけないかという質問、提言なんですけど、いかがでしょうか。

降旗理事 先ほど来申しておりますが、管理のしやすさとかということには、そういった観点も含まれてくるものなんだと思います。いずれにしましても、この業界につきましても、非常に技術革新だとか値段の関係につきましても、各競争が非常に厳しく、お互いが競い合っている状況と認識しておりますので、そういった将来的なところをどこまで予測できるかということ、なかなか十分難しい面もあるかと思いますが、そういった観点というのは必要な観点になってくると思っておりますのでございます。

宮本委員 最後に確認ですが、1つ目はGIGAスクールの基準をしっかりと考慮するという視点、2つ目は、当然BYODも踏まえていますので、生徒の所得格差が余り生じないように、できるだけローコストのものを買っていくという視点、3つ目は、先ほど最後に申し上げたとおり、トータルコスト・オブ・オーナーシップという視点で、ただ安いものを、安かろう、悪かろうじゃなくて、そういったトータルなコストも含めて、そこも含めて今後調達していく、その3点にちょっと確認ですが、それはそういったことを前提にして今後調達していくということによろしかったでしょうか。

降旗理事 簡潔に御答弁申し上げますと、繰り返しになりますが、さまざまな観点を勘案しながら選定していきたいと思いますが、コストだけで考えるというわけではならないだろうと。いろいろな観点がございまして、そういったところを判断しながら、教育委員会としての方向性を決めてまいりたいと考えております。

(修学旅行感染予防対策事業費について)

大久保委員 それでは、教7ページの県立高校修学旅行の感染予防対策事業について、若干お伺いさせていただきます。

当然、コロナ禍で小中高全てがイベントですとか、そういったものが著しく休止また縮小ということで、児童生徒も大きな落胆をしている中で、学校生活最後のイベントであります一大イベントの修学旅行、この予算について幾つかお伺いしますけれども、まず具体的な事業内容が幾つかありますけれども、少し掘り下げてお伺いしたいと思います。

荻野高校教育課長 県立高校修学旅行感染予防対策等事業について御説明申し上げます。

修学旅行における感染予防対策といたしましては、まず移動時のバス内での間隔を保つためのバスの増便に係る経費として2600万円余り、それから宿舎で同室の人数を、やはり密回避のために減らすため、宿泊の部屋数をふやす経費といたしまして6,300万円余りを計上してございます。

さらに、旅行がやむを得ず、さまざまな事情で中止とせざるを得なくなった場合に発生するキャンセル料等に要する経費といたしまして4,500万円余りを計上してございます。

大久保委員 今回のキャンセル料ということで、4,500万円を計上していますけど、この積算根拠は何ですか、こういった形で、こういった大きいキャンセル料が計上されているんですか。

荻野高校教育課長 キャンセル料の積算についてですが、日本旅行業協会が国内修学旅行の手引きというものを出版しておりますが、その中に標準旅行業約款がございまして、それによりますと、旅行開始日の21日以前であれば、企画料のみの負担となるわけですが、それ以降、旅行代金の一定割合を負担するということになってございます。旅行開始日の前日から起算をして20日目以降の場合は代金の20%以内、7日目以降になりますと30%以内、前日の場合だと40%以内の負担となっております。

旅行が中止になった場合は、キャンセル料の負担は大きいということですので、今回の補正予算に計上しておりますけれども、その計上に当たりましては、全日制1校当たりの平均旅行代金がこちらの計算でおおよそ2,200万円となりますが、それをもとに数校分が中止となった場合を想定して計上いたしました。

大久保委員 今回の答弁で期間によってキャンセル料が2割、3割。この実施するか否かの判断はど

うされるのかということと、教育委員会として、そういった部分、どう指導されるのか、お答えをお願いしたいと思います。

荻野高校教育課長 実施の可否につきましては、さまざまな事情が学校ごとに違いますので、校長が判断することとなります。教育委員会では、県外への修学旅行に当たりまして、学校が適切に判断することができるようにガイドラインを作成いたしました。実施に当たって判断する基準、それから参加に当たっては保護者の同意を得るというようなこと、また旅行前や旅行中、旅行後まで感染防止対策や健康管理等も十分検討すること等を学校へ通知したところでございます。

大久保委員 後にいけばいくほど入学試験とかがあるわけで、きのうも夕方のニュースで、私立小学校は行き先を変えて実施するということに関して、子供さんも本当に喜んだ表情でうれしいなと私も思ったわけですが、今の時点で実施、また中止、方向を変えて予定をしているという状況が、もしわかればお伺いしたいと思います。

荻野高校教育課長 お答えいたします。

高等学校では、当初は全ての学校で県外への修学旅行を予定して、大体11月から12月にかけて沖縄方面を計画している学校が多くございましたが、現時点ではさまざま学校ごとに検討をしているところですが、今のところ中止を決定している学校はない状況ですけれども、時期、それから方面については延期、もしくは方面の変更で検討している学校が多い状況でございます。

大久保委員 コロナウイルスの影響が続いておりますけれども、大切な修学旅行、思い出に残るものですので、感染対策を十分に留意した上で実施をしていただければと思いますので、答弁は結構ですので、要望ということでお願いしたいと思います。

(スクールカウンセラーについて)

鷹野委員 2項目御質問させていただきます。

まず、教の7の心の健康教育推進費ということで、一般質問でもさせていただいて、予算計上もされているところがございますけれども、実際のところ、県内のかなりの進学校の話によると、コロナ禍で非常に心を病んでいる子供がふえていると聞いておりまして、非常にこのスクールカウンセラーを必要としている生徒さんがいると聞いております。

そういう中で、実態的なものがそれに見合った予算計上なのか等もございまして、まずその点、実態はどんな状況か、お聞きしたいと思います。

荻野高校教育課長 学校の指導主事等に話を聞いたところによりますと、学校を欠席している生徒の中には、やはりコロナウイルス感染症の影響によると思われる生徒もいると聞いてございます。スクールカウンセラーの訪問要請ですけれども、学校再開後3カ月の平均の比較で、通常は4月からですけれども、今回は5月25日からということで、それぞれ3カ

月の平均の比較ですと、昨年度が3カ月で平均17回、今年度は23回ということで、増加をしている状況でございます。ですので、スクールカウンセラーが十分対応できるように、今回の補正予算に計上したところでございます。

鷹野委員 スクールカウンセラーが1日に面談できる人数、かなり時間をかけてカウンセリングしているということだと思いますけれども、私が聞いたところによると、2人くらいしか対応できないような話も聞いていまして、毎日来るわけじゃなくて、週に何回かしか来ないということもあるようで、そうすると待ち行列的な状況になっていると聞いておりますので、この予算で対応できる状況なのか、今後コロナで進学とか、要は就職とか非常に悩む時期になってくるかと思っておりますので、週に何回、その学校にスクールカウンセラーが行って、何人くらい対応しているか。もしおわかりになりましたらお願いしたいと思っております。

荻野高校教育課長 カウンセラーは2種類ございまして、学校配置のカウンセラーと今回予算を計上させていただいたのは、訪問要請ということで、学校の必要に応じて要請するカウンセラーということであります。1回につき3時間程度の相談ということでございます。配置のカウンセラーの場合は、大体週1回くらいというところでございます。そのほかにも、養護教諭とかあと学校には特別支援や、教育相談のコーディネーターがいたり、非常勤の養護教諭ですとか、教育相談員等の配置もしております。カウンセラー以外にも相談体制を構築しながら、非常に専門性が高い相談が必要な場合に、その配置のカウンセラー、それから訪問要請のカウンセラー等を利用いたしまして、生徒の相談に努めているところで、数字上というか、計算上はこれをお認めいただければ、今年度は対応できるのではないかと考えております。

鷹野委員 済みません、私が勉強不足で訪問の相談員と通常の学校配置で別建ての中でこのカウンセラーがいるという理解でよろしいのでしょうか。

荻野高校教育課長 高等学校の場合は、小中学校と違いまして、全校に配置のカウンセラーがいるわけではございませんので、正確には先ほど言いました非常勤の養護教諭とか、あと相談支援員等を行う教育相談員等が配置されているところでございます。そういう意味では2本立てということで、そういうカウンセラー等が配置していないところにつきましては、訪問で必要に応じて学校へ来ていただいて相談に乗っていただくというような形です。

あと、配置されている場合には、そちらのカウンセラーが対応していると、そういう状況でございます。

(県立図書館の機能強化について)

鷹野委員 わかりました。

いずれにしても、不登校の子供もふえたり、また相談、悩み事が多い生徒がふえておりますので、ぜひしっかり対応していただきたいと思っております。

もう一点は、教の12ページ、県立図書館の機能強化についてお伺いしたいと思いま

す。

利用者の安全を確保しながら図書館運営がされていることは承知しているところでございますけれども、その中で今回所要の補正予算が強化ということで、何点かお伺いいたします。今回、具体的にどのような機能を強化するのか、お伺いしたいと思います。

山岸生涯学習課長 今回、図書館の機能強化でございますけれども、まず、県民が安心して来館できる環境の整備といたしまして、非接触で本が返却できます自動返却機の導入と、あと館内の各部屋を効率よく換気するためのサーキュレーターの設定など、感染症に強い館内整備を整えてまいりたいと考えております。

さらに図書館に来館しなくても、遠隔で受けられるサービスの強化といたしまして、電子書籍コンテンツの充実を図ってまいること、また、オンライン会議システムの整備などを行ってまいりたいと考えております。

鷹野委員 来館しない方もいたり、来館できない方も当然いる中で、この電子書籍の効果が非常にあると思うんですけども、その仕組みと、また利用の仕組み、状況等をお願いしたいと思います。

山岸生涯学習課長 本県では、この電子書籍ですけれども、新県立図書館のオープンと同時に導入しているものでございます。仕組みですが、特別なソフトは不要でして、インターネットに接続できる機器があれば、県立図書館の利用者登録のみで、図書館のホームページ内の電子書籍のサイトから誰でも利用が可能となっております。利用方法としましては、「借りる」ボタンを押して借りて、サイトにアクセスして読むと。「返す」ボタンを押して返却するんですけども、貸し出し期間は15日間となっておりますが、そちらを過ぎると自動返却となりまして、その本にアクセスできなくなるという仕組みとなっております。

利用状況についてですが、月平均、これまで大体60冊程度だったんですが、この感染症拡大防止のため県立図書館が休館した際には、こちらが約5倍になります月平均300冊程度まで貸し出し数が増加したところでございます。開館いたしました6月以降につきましても、月平均120冊と高い数字を維持しているところでございます。

鷹野委員 現在の保有状況から、今後どれくらいふやすのか、また根拠等をお示いただけますか。

山岸生涯学習課長 県立図書館の電子書籍は、令和2年8月末現在ですが、2,960タイトルとなっております。こちらは現在全国で市町村も含めまして94自治体が導入しているんですが、こちらの全国平均の保有タイトル数が約5,000タイトルということですので、今回のこの本県のニーズの高まりに対応すべく、その数値を目標といたしまして、若い世代向けの図書ですとか、ワインや富士山なども含めた山梨県の関連資料などを中心に、2,000タイトルを導入予定としております。

鷹野委員 ありがとうございます。

いずれにしても、県立図書館、みんなが利用できる。安心して、図書館に来なくても、また来られない方もいますけれども、そういう中でしっかりこの安全対策をとりながら、取り組んでいただくことをお願い申し上げます。

(県立学校冷房設備設置費について)

望月(利)委員 教の4ページ、1点質問したいと思っております。

高校施設整備費の中の県立学校冷房設備設置費についてなんですが、前回の委員会でも私は質問させていただきました。1期、2期という計画の中で7月15日までに前回1期目の設置が終わらせるというような御答弁でしたが、その1期分17校102室というような御答弁だったんですが、終わっているのかどうかということを、まずお聞かせください。

藤原学校施設課長 冷房施設の1期工事でございますが、全て予定どおり完了してございます。

望月(利)委員 1期工事が終わり、そして令和3年の5月を目標に全部終わらせる。当初の計画を終わらせるということでしたが、今回のこの補正予算の計上というのは、その2期計画分の6校26室でしたか、その部分の予算ということによろしいでしょうか。

藤原学校施設課長 2期工事の工事請負費ということで計上させていただいてございます。

望月(利)委員 工事請負費ということですから、またこれで全部、この補正予算で全額ということではなくて、また12月、もしくは2月で補正が出て令和3年5月に全て完成させるという部分の一部の部分ですか、それともこれでもう冷房設置は終わるということでしょうか。

藤原学校施設課長 繰越明許費を設定させていただいてございます。スケジュールといたしましては、これから工事契約手続を12月まで行いまして、工事につきましては、令和3年1月から、そして委員おっしゃるとおり5月の工事完了を目指して、これで終了という運びになります。

望月(利)委員 御承知のとおり、普通教室には、全て平成27年で完了しているということなんですが、特別教室の部分がまだ入っていない状況だったということ。そしてコロナ禍の中で、夏休み期間が短縮されるという中で、前回も教育長からしっかりやっていくという御答弁をいただきました。そのときに、私、できるだけ前倒しで、そして全て行きわたるよーうにということをも質問させていただいたんですが、この補正予算によって、そういった不足の部分がないように、ある程度、学校側でも冷房関係とか、管理できるような体制になるのでしょうか。

藤原学校施設課長 今回の計画に基づく冷房設置につきましては、週50%以上の使用率がある教室と

いうことで設置してございまして、今回で一応のめどがつくということになりますけれども、また設置基準に基づきまして、学校の要望を丁寧に聞き取った上で進めていくという運びになります。

望月(利)委員 非常に学校現場は、コロナ禍における対応ということで、また先ほども言ったとおり、夏休み期間短縮ということで、非常に厳しい状況ですが、ぜひとも子供たちの学習環境をしっかりと確保して、快適な学校生活を送れるように、また御配慮いただければと思っています。お願いします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※請願1-7号 ゆきとどいた教育を求めることについて

意見

杉山委員 行き届いた教育を求めることについての意見を述べさせていただきます。  
請願事項の各項目につきましては、少人数教育施策はぐくみプラン、また県立高等学校長期構想、山梨特別支援教育推進プラン等に基づき、それぞれ取り組みを行っており、教育環境の整備充実に順次努めていると承知をしております。  
また、知事は本県公立小中学校への25人を基本とする少人数教育の推進に向け、まずは令和3年度から小学校1年生に25人学級を導入するとしております。さらには、県教育委員会では各種審議会を開催し、学校関係者や保護者などから意見を聞く中で、今後の高校のあり方や特別支援教育推進の方向性を検討している状況であることから、継続審査が適切と考えます。

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

## ※所管事項

### 質疑

(教員の確保について)

遠藤委員

山梨県町村会、町と村の集まりなんです、そこから要望をいただいている点について質問させていただきたいと思います。

毎年、国・県政策及び予算に関する提案要望、これを国や県に出しております。その中で、令和3年度に向けてということなんです、教員の確保について御提言をいただいております。この中で、県と町村が一体となった教員採用への取り組みをしてくださいということです。

これにつきましては、何点か課題がありまして、町村に聞き取りをしたところ、まず課題だと思ったのは、町村の町採用の町単職員、俗に言う職員の決定時期が、例えばA町は3月26日に決まったと。あるいは違う町は3月28日というように、年度の後に決まるということで、非常に事務が厳しいということでもあります。

これは、県の教員採用の合否発表から順繰りに段階的に来て、最終的に町村が資格のある先生を確保するのに、苦勞されているということで、これを何とか改善できないかなという内容でございます。この点について教育委員会の考えをお聞かせいただきたいと思います。

中込義務教育課長 今、遠藤委員の特に市町村採用の教員の確保ということでございますけれども、県の教員の確保につきましては、採用の合否が先月終わり、23日に発表されております。それを受けまして事務を進めていくわけですけれども、今後のスケジュールとしまして、1月31日に児童生徒の数を市町村で把握をし、それを受けてそれぞれの学校で学級編制を決めた後、2月の後半になると思いますが、そこで、ある程度配置を決めて、それを受けて市町村のが決めていただくということになりますので、御指摘のようになかなかスケジュール的に、これ以上前倒しをするのは難しい状況でございます。

遠藤委員

今の御説明で結構、合否決定から流れで年末年始もある中で、わかるんですけれども、何とか改善できないのかなということで御要望いただいているので、今後、何らかの検討をしていただければと思いますが、本当に100%できないというようなことであるのか、あるいは検討していけば、何か方法があるのかどうか、お伺いいたします。

中込義務教育課長 現段階では、すぐこうすればというのは、うまく出てこないのですけれども、今後、そちらの市町村のスケジュール感と見合わせながら、どのようなことができるのかということ連携とりながら進めていきたいと思っております。

遠藤委員

それから、もう一点指摘をされておまして、これは山梨県公立学校教員選考検査実施要綱の中にある特別選考という部分であります。このDの部分に、(2)のマル2です。この記述の中に、山梨県で採用した方が特別選考に値するという事なんです、この

記述を山梨県内の市町村で採用、いわゆる町単教員にも当てはめていただければ、町としても教員の確保の枠が広がってくるのではないかとということで、御指摘をいただいておりますが、この点についていかがでしょうか。

中込義務教育課長 県職員、県が教員採用した者を市町村に当てはめることができるかということでございますけれども、これにつきましては、任命権者が違うということが1つと、それぞれ市町村で選考している要件等が違いますので、なかなか難しいところではございますけれども、それぞれの教員の確保には苦勞しているというような状況もございますので、こちらのほうでも人材バンク等の情報を市町村に提供しながら、子供たちにとって一番よりよい教員の配置ができるようにということで今後考えていきたいと思っております。

遠藤委員 今、人材バンクの提供をしていただけるということなんですが、この議論を経て変わっていくのか、あるいは拡大していただけるのか、お伺いいたします。

中込義務教育課長 人材バンクにつきましては、ほぼ2,000名から3,000名が登録されているわけですが、期間採用、非常勤、または市町村単ということで、ほぼ利用し尽くしているというような状況ですので、新しく受けた中で採用されなかった方、また退職される方、その方々にぜひ人材バンクの登録をお願いしまして、人材の確保に努めて、それぞれよりよい配置をしていきたいと思っております。

遠藤委員 昨今の報道などで、教員のなり手不足などの懸念もあるわけなんですけれども、そういうことも含めて、今後本体というか、分母の教員をしっかりと確保していくことも必要ですし、また町村のそれぞれが、町の特性を持って、町の費用で教員を確保したいということなので、しっかりと把握していただいて、そして、町民、村民であったとしても、山梨県民でありますから、教員の採用、そういう権限があるのは県だけなので、市町村には採用する権限が能力的にも財政的にもできませんので、状況を考慮していただいて、それぞれの町村の子供が健全に育成されるように、御努力いただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

中込義務教育課長 市町村でも努力していただいて、市町村単独職員を入れていただいているということで、非常に学校としても助かっている状況でございます。そういうところでもありますので、ぜひ市町村と連携しながら、よりよい配置ができるようにということで対応してまいりたいと思っております。

(少人数教育について)

鷹野委員 25人学級の検討をされているということでありますので、その進捗状況と改めてスケジュール感も含めて答弁をいただきたいと思っております。

河端少人数教育推進監 現在少人数教育の推進においては、学校現場等の意見が重要と考えるため、学校関係者や有識者から成る少人数教育推進検討委員会を設置して、御議論いただいております。

ります。今年度につきましては、9月7日に1回目の検討委員会を開きまして、年明け以降に報告書を提出する予定になっております。

鷹野委員 1回会議を開いたということで、聞いたところ2回、3回、4回ということで、おおむね1月下旬を目途にまとめるというようなお話を聞いているんですけども、具体的に2回、3回、4回は議論する内容としては、どのようなことでしょうか。

河端少人数教育推進監 学級編制や配置基準につきまして検討していただくというようなことや、課題になるようなことも出てくると思いますので、そういったことも整理していただく予定でございます。

鷹野委員 実は、地域課題としてございまして、私どもの地域は子供がふえているという状況がございまして、物理的にその結果によっては、大きな影響が出てしまうということで、そのスケジュール感も、ある意味、きょう言ってあしたできる物理的なものではございませんから、おおむね、現状の検討課題とすれば、今承知している部分でいうと、当然アクティブクラス的な意味合いを残しながらも、応用ができるとか、そういうお答えというか案、腹案としてはあるようには聞いておりますけども、それは非常に重要な課題でございまして、そのことをなるべく早目に応用がきく範囲なのか、応用がきかない範囲なのか、あわせてそういう地域課題が多分ございまして、しっかりしていただきたいと思うんですけども、改めてちょっと御確認をしたいと思います。

河端少人数教育推進監 少人数教育の推進につきましては、検討委員会の報告書を踏まえて、県として方針を出す予定でございます。その報告書を提出していただくのが年明け以降ということをご予定しておりますので、方針を示すのはその後になる予定でございます。

鷹野委員 そのスケジュール感はわかるんですけども、先ほど申し上げたように方向性が見えないと設計にしても増設することも含めて、本当に4つで済むのか5つで済むのかによっては、土地まで取得して、建物を建てるとか、本当に大きな話になってきますので、その辺をなるべくスピード感を持って方向性を、逆に言うと、これ一本という感覚で物を申す場合もあるし、こういう形での方向性もあるよということが見えてこない、将来に向かって大きな方向性が出てきてしまいますから、いま一度お願いしたいと思います。

河端少人数教育推進監 御指摘ありがとうございます。

そういったことも含めて、検討していただいているところでございます。繰り返しになりますけれども、いずれにしても、報告書を示していただいた後、県の方針を示すというような予定でおります。

ただ、校舎の設計、建築に関しましては、市町村で対応していただいているところでございますけれども、今後も連携をとってまいりたいと考えております。

鷹野委員 最後に、いま一度答弁をお願いします。

降旗理事 今、御指摘をいただきました少人数教育のところについてのスケジュール感を御説明させていただいているんですが、この動き、最近では国の動向も少人数学級をどうするかといったところで、非常に動いている部分がございます、率直なところ、我々もこの動向を見ながら、検討せざるを得ない部分がございます。一方で、現場の市町村の受け入れの準備ということもございますので、情報提供などをしながら、連携を図りながら進めていくように努めてまいりたいと考えております。

(高校生の進路について)

臼井副委員長 前回6月の議会の一般質問で、私は高校卒業予定者の進路のことに対して質問させていただきました。コロナ禍においてこの生徒たちの進路の希望状況、現状を教えてくださいと思います。

通常、今いろいろと進路の相談に乗ったりとか、学校の中であると思いますけれども、そのコロナの状況だったりとか、あるいは、今授業を受け入れる大学でも、授業の状況というのは結構差があるようですし、その状況、例年と比べてどういう、何か変化があったのであれば、教えてくださいと思います。

荻野高校教育課長 具体的な進路希望調査の集計等はまだ行ってございませんので、具体的な数は今申し上げることはちょっとできない状況ですけれども、例年に比べまして、実は今年度から大学入試のシステムというか、方法が若干変わるようなところがありまして、早目の進路決定をしたいというような状況で、進学する生徒については、総合型選抜ですとか学校推薦型選抜等に少し希望者が多いかなというような状況は、校長先生方から伺っております。

臼井副委員長 大学側のほうの募集の人員とか、そういったものは、特に変化はないのでしょうか。

荻野高校教育課長 募集人員等については、確実に把握はしてはおりませんが、大きな変化はないかと思えます。募集のシステムが変わりますので、その内訳が少し変わっていているかと思えます。

臼井副委員長 それとあと、学生、大学生の保護者の方から話を聞くと、大学の授業がオンライン授業だったり、あるいはいわゆる休講のような感じの状況が続いているということで、例えば、東京に出て行って下宿というか、ひとり暮らしをしている学生なんかも、借りたままでも実際はそこに住んでいなくて、家賃だけずっと払い続けているみたいな、そんなことで経済的にも非常に大変だという話も聞いたりとかしますけれども、そういったところについてのサポートするような制度、例えば授業だったら奨学金のような制度みたいなものもあると思うんですけれども、そういう金銭的な事情で、進路を難しいと思って、このコロナの状況だからこそ、諦めてしまうような生徒の状況というのはわかりますでしょうか。

荻野高校教育課長 申しわけありません。具体的に調査しておりませんので、そういう経済的な部分で進学が難しいというような生徒がいるかどうかについては、ちょっとわかりかねますけれども、学校のほうでは進路指導を中心に、担任等と協力してさまざまな相談などに乗っているかと思います。

臼井副委員長 進路指導もまだ継続してやられているところだと思いますけれども、保護者の方々からは、経済的な問題ですとか、あるいはコロナのことで、先行きがなかなか見えなくて、どのように進路決定していいかわからないとか、そういう漠然と不安をお持ちの方がいるというのは、結構話を聞きます。ぜひ学校側のほうでも、当然していただいているとは思いますが、十分な情報を収集していただいて、もちろん大学の状況は大切なんですけれども、そういったさまざまな経済的な状況とか、幅広く相談に乗っていただけるような、大変かもしれませんけれども、そういった相談体制を構築していただいて、寄り添った支援をしていただけたら大変ありがたいと思っています。御答弁をいただいて、最後にさせていただきますけれども、お願いしたいと思っています。

荻野高校教育課長 学校では進路指導主事が各学校でおりますので、その進路指導主事を教育委員会で開催いたしまして、さまざまな情報共有等をしているところですが、そういう機会を通じまして、今御指摘いただいたこと等も十分踏まえ、生徒、保護者との連絡体制、情報提供、それから相談等に十分乗るように会議等で徹底してまいりたいと思います。

あと、就職等につきましても、厳しい状況がありますが、教育委員会、県、産業労働部等とも協力して、夏ごろには各会社等を回りまして、求人開拓にも努めたところでございますので、進学、就職両面でこの3年生の進路を実現に向けて後押しをしていければと思います。

(高校再編について)

望月(利)委員 峡南地域の高校再編に伴うことで、4月から青洲高校がスタートしまして、コロナ禍における状況ですが、非常に精力的に活動されている増穂商業、市川高校、峡南高校についてなんですが、青洲高校ができるに当たって、その3校の伝統とか、そういったいいものを1つにまとめて、青洲高校はそのいいところ取りで新しい高校をつくっていきこうという視点のもと、その3校の伝統といえば、例えばミラクル市川の野球とか、峡南高校も甲子園出場している学校でございます。春高バレー初め、バレーボールの全国大会の常連校で増穂商業ということで、その部活動の連動といいますか、青洲高校とそれぞれの3校の部活動の連動の部分、特にバレーボールの連動の部分で、こういった取り組みをされているのかということ伺います。

荻野高校教育課長 青洲高校が今年度からスタートということで、青洲高校の部活動につきましては、今年度はまだ各学校が、市川高校は青洲高校と同じ敷地ですけれども、増穂商業、それから峡南高校は、離れているということで、今年度については合同の部活動ということで、特に野球部、それから増穂商業と青洲高校の1年生との合同ということで、活動していると聞いております。

バレーにつきましては、増穂商業の体育館等に青洲の生徒が移動して練習をしているという状況と承知しております。

望月（利）委員 高校のスポーツというのは、環境とかちょっとした微妙な心の動きによって、非常に試合の流れが変わってしまうとか、微妙な部分があるということで、そのこのところを手厚くケアしてあげてほしいということで、以前もさまざまな場面で話をさせていただいたことがあるんですが、今、増穂商業の体育館でバレーボールの練習を、青洲高校の1年生と一緒にやっているという御答弁でしたが、そのの行き来と申しますか、青洲高校の生徒が増穂商業に移動する、その足という部分ですね。以前も公の場で話したかどうかは、わからないのですが、ぜひともそこをケアしてあげてほしい。例えばバスを運行してほしいとか、そういう要望も地元、増穂商業のほうからも出ていたと思うんですが、そういった生徒の移動について、どういう取り組みをされているのかということをお聞かせいただければと思います。

荻野高校教育課長 生徒の学校間の移動でございますが、确实なところは把握していないというのが現状なんですけれども、距離的には自転車でも往復できる距離かと思えます。今、委員の御指摘のバスの移動等もということでございましょうか。そこにつきまして、現状はどうなっているのか把握していません。申しわけありません。

望月（利）委員 ぜひバスを出して子供たちを一気に増穂商業のところに移動してほしいというような要望を、私のところにいただいておまして、実は過日、増穂商業の教育振興協賛会という会議がありまして、それは増穂商業の独自のものなんですけど、地域の企業とか、PTAとか、同窓会の方々、OBの方々とか、学校の先生方で議論をしながら、学校を支えていこうというような会があつて、その会議の中で、たしか以前バスを出してもらおうという要望を出したというような話があつたんですよ。それが却下されたというようなことを聞きまして、さっき冒頭で話したとおり、3校の歴史と伝統、それをしっかり守っていく、またスポーツにおいても全国で名が響いている増穂商業のバレーボールはしっかりと支援していくというような観点のもと、私は動いていると思ったんですが、全国大会に常連だったものが落ちてしまうと、それをまた同じレベルに引き上げるというのは大変なんですよ。

公立高校で全国大会に出場できるようなレベルの学校というのは、なかなか少ない。そのレベルに上げていくには、当然優秀な指導者と、あと地域と学校と目に見えないもの全てが連動して、そのレベルに引き上げて、ようやくそれが定着して伝統校になっているということだと思いますので、ぜひその辺のところをしっかりとケアしてほしいなという要望をさせていただきたいんですが、御答弁いただけますでしょうか。

荻野高校教育課長 御指摘ありがとうございます。

委員の御要望は承りましたので、また持ち帰らせていただければと思います。

望月（利）委員 青洲高校に一本化されていくようなことで、非常に重要な時期だと思っております。

そして、来年度はもう青洲高校に生徒が集まって行って、1つの学校をつくっていくということです。過渡期でございますが、もう動き出しているからといって安心せずに、今こういう重要なときだからこそ、しっかり目を向けていただいて、子供たちの育成にさらに力を入れていただければと思っております。

(スクールバスについて)

大久保委員 県立高校の臨時スクールバスの件でお伺いしたいのですが、4月の臨時補正で各学校のコロナ対策ということと、バス利用者のメリットがあるということで運行された。そして今回も特別支援学校のスクールバスは増便ということの傍ら、その4月の補正が7月で終わりになったということですのでけれども、そこらはどう御判断をして決定をされたんでしょうか。

荻野高校教育課長 学校の通常登校の再開を機に、生徒の感染防止とともに、朝の通勤時間帯の電車内の密回避のために、6月15日から7月の末の期間、臨時スクールバスを運行してきたところでございます。

ただ、実際には、バスの乗車時間等が電車等に比べて大幅にかかるというようなこともあり、バスの利用者数はなかなか伸びなかったのが現状でございました。

また、多くの生徒はこれまででも、そういうわけで電車通学をしていたわけですがけれども、学校を通じまして、公共交通機関を利用する際に、マスクの着用の徹底や会話を控える等の指導を行うとともに、生徒みずから率先して感染防止対策をとったこともありまして、結果的には公共交通機関を利用する生徒の感染の報告はありませんでした。その2点をもちまして、こういう当初の予定どおりということで、7月末をもってスクールバスの運行を終了したところでございます。

山梨県バス協会、それからバス事業者の御協力をいただいて、安全にこの事業が実施できたことに、非常に感謝をしているところでございます。感染症の影響がまだ続いている状況でありますので、引き続き生徒への指導を徹底しながら、登下校時を含めた感染防止対策に努めてまいりたいと考えております。

大久保委員 今伸びなかったということで、今回も支援学校6,000万の予算を持っております。利用を促す努力が必要だと思いますけれども、どうお考えでしょう。

荻野高校教育課長 事業の実施期間中につきましては、学校を通じて生徒にバスの利用目的等を伝える中で、バスの積極的な利用を呼びかけるとともに、生徒の利用が見込まれるルートも随時追加するなど、増加に向けて取り組んできました。

それから、当初は県立高校の生徒のみを対象としておりましたけれども、途中からは私立高校の生徒も対象として利用を呼びかけるなど、利用者になるべくふえるように取り組んだところでございました。ただ、このような取り組みを行いましたけれども、結果的にはなかなか利用者の伸びにはつながらなかったというところでございます。

(八ヶ岳スケートセンターの廃止について)

浅川委員

9月29日の知事の一般質問に対する答弁について、質問させていただきます。

知事が八ヶ岳スケートセンターの廃止について決意を述べました。廃止ということで、地元の議員として、多くの方々から御意見をいただきました。私自身も驚いているところでございます。本当に廃止なのか、社会体育施設として重要な役割を担っている施設なのはどうしたのだ、地元への説明はあったのかなど、心配の連絡が多く寄せられました。

この施設は、スポーツ振興局が所管しておりますが、この3月までは教育委員会のスポーツ振興課が所管したこともあり、総務委員会の内容であることを承知の上で、この委員会で委員の皆様にも理解していただくために、何点か細かく質問させていただきます。

まず、本県において、冬季スポーツを代表して、まず思い浮かべるのはどんな競技ですか。

上田保健体育課長 冬季スポーツといえば、やはりスケート競技だと認識しております。

浅川委員

本県の中で、スピードスケートが最も盛んな地域はどこでしょうか。

上田保健体育課長 峡北地域並びに富士北麓地域が、先に名前が挙がる場所だろうと考えております。

浅川委員

スピードスケートの著名な選手は、どんな方がおりますか。

上田保健体育課長 勉強不足で余り多くのお名前は存じ上げないんですけれども、私の年代ですと峡北地域では、有賀ますみ選手はパッと思い浮かぶところがございます。

浅川委員

新聞等々にも報道されておりますが、橋本聖子選手、それから岡崎朋美選手、菊池彩花選手などもおられることは承知ですね。

引き続きまして、峡北地域の出身の選手は御存じですか。

上田保健体育課長 申しわけありません。先ほど申し上げましたように、私、余り多くは存じ上げていないのですが、有賀ますみ選手が国体優勝を経験したということは、我々同世代ですので、記憶にあるところがございます。

浅川委員

認識不足だね。オリンピックの長久保選手が出ていますよ。皆さん、知っていますよね。それで、地元の選手では、最近どんな選手が出ているか、御存じですか。

上田保健体育課長 千葉選手、石川選手ですね。最近一番新しいのは石川選手が活躍されていると認識しております。

浅川委員

その2人の説明を申し上げます。

石川選手は、北杜高校出身で、2年、3年、インターハイで優勝しております。現在は早稲田大学でオリンピックの出場を目指している選手です。よく覚えておいてください。

このようにスケートは大正の初めから長野県の諏訪地域から北巨摩の八ヶ岳山麓に伝えられ、瞬く間に富士北麓地域にも伝わり、甲府でも行われるようになった。厳冬期、峡北の地域の子供たちは、学校近くの田んぼに水を張って凍らせた特製のスケートリンクでスケートに親しみ、夢中で遊んで過ごし、こうしてスケートがこの地域に普及し、この地域を代表するスポーツとして発展してきました。

また、この間、スケート練習もため池や湖などの天然氷から人工のパイピングへ移行してきましたが、そこでスピードスケートの練習場についてお聞きします。

峡北地域のスケートの拠点のパイピングリンクを御存じですか。

上田保健体育課長 峡北地域のスケートリンクといえば、過去には八ヶ岳パンテスコープがございまして、その後、現在の県営八ヶ岳スケートセンターが、いこいの村八ヶ岳スケートセンターとしてオープンし、その後、県に移管されたと承知をしております。

浅川委員 小淵沢にできたいこいの村のスケート場から県営八ヶ岳スケートセンターに移行して、誕生したのはいつごろですか。

上田保健体育課長 いこいの村のスケートセンターが58年にオープンしていると聞いております。さらに移管されて八ヶ岳スケートセンターになったのが、平成6年と承知しております。

浅川委員 現在使われているわけですが、この利用期間については、いつからいつまでですか。

上田保健体育課長 氷の状況もあろうかと思いますが、11月の下旬くらいから2月、氷が許す範囲と承知はしております。

浅川委員 その部分については、私の聞き取りでは11月20日から翌年2月の2週の末までとお聞きしていますが、間違いございませんか。

上田保健体育課長 申しわけございません。そこまで細かくは把握をしてございません。

浅川委員 それでは、もう一つわからないですよね。利用時間は何時から何時までですか。

上田保健体育課長 それについても、申しわけございません。細かく承知はしておりません。

浅川委員 申しわけないね、認識不足で。スケート競技関係者の利用はどうなっていますか。わかりますか。

上田保健体育課長 私が現在把握をしているところでありますと、スケートスポーツ競技として取り組

んでいる児童生徒の状況ですが、小学校のスポーツ少年団に所属する児童が52名、そして中学校の部活動に所属する生徒が9名、高校が8名と承知をしております。

浅川委員　　そこまで質問してなかったんだけど、この施設にどのような役割があると認識しておりますか。

上田保健体育課長　地元の子供たちを中心にスケート、地域に根差したスケート競技に接するという部分での意味合いが大きいかと思っております。もちろん競技普及、あるいは国体選手強化ということもございますし、学校体育、学校行事でのスケート場の利用等々もございましょうし、県民の健康増進や最近ですと観光部分でも役割を果たしているとお聞きしております。

浅川委員　　おさらいだから、よく覚えておいてください。私の聞き取りでは、1つ目がスケートの普及、振興及びスピードスケート競技のジュニア選手育成や競技力向上を目的とした施設。2つ目が、小中学校がスケート教室を開催する学校教育で利用する施設。3つ目が、県民の健康増進や観光客のレジャー利用を目的とする施設と、地域の方々からお聞きしております。間違いございませんか。

上田保健体育課長　十分承知しておりませんが、今おっしゃるとおりだと思います。

浅川委員　　歯車が合わないのですが、ではこのスケートセンターを利用しているスケート教室の利用状況を、わかっている範囲で教えてください。

上田保健体育課長　昨年度の状況でありますと、スケート教室、学校行事の利用ということでお答えしますと、小中学校9校と県外の2校ということで、人数が1,469名と把握しております。

浅川委員　　私の調べでは、1,600人から1,700人と聞いております。若干、これは誤差があるんでしょうから、その辺を承知してください。利用している小中学校はどこですか。

上田保健体育課長　令和元年度に利用した小中学校については、小淵沢小学校、泉小学校、小淵沢中学校、泉中学校、山中湖中学校、勝山中学校、他県ですと境小学校、また富士見中学校、あたりが、小中学校の利用でございます。

浅川委員　　よく覚えておいてください。高根東小学校、高根西小学校、須玉小学校、武川小学校、白州小学校、先ほど長野県の学校も言ってくれましたが、富士見、それから信濃境小、と書いてございます。

それから、複数利用している学校は承知しておりますか。

上田保健体育課長　申しわけありません。人数は承知しておりますが、回数は承知してございません。

浅川委員            それでは、教えます。地元の小淵沢の小学校と中学校が地域ということで複数回利用していると伺っております。

                         スケート競技のジュニア選手権育成の観点から、このリンクを利用する地元の小中学校のチームはどのようになっていますか。

上田保健体育課長   細かくは承知しておりませんが、地元の小学校のスポーツ少年団、そして泉中や小淵沢中を中心とした学校の部活動、それが北杜高校のスケート部とつながりがあると承知はしております。

浅川委員            各学校についてはいいですけど、ここは小中が中心の所管ですから、小淵沢小学校が30人、それから泉が20人、先ほど言った計50人の子供たちが利用しております。この子供たちの中で、高校に進学して、スケートを続けている生徒はいますか。

上田保健体育課長   もちろんいると承知はしておりますが、先ほど名前が挙がりました石川選手も地元の小中学校からの活躍された選手と把握しております。現在、北杜高校に8名の部員がいると伺っていますが、多分このうちのほとんどは地元の子供たちではないかと承知しております。

浅川委員            子供たちが目指す大会が開催されていますが、この大会の名称は承知しておりますか。

上田保健体育課長   申しわけございません。承知しておりません。

浅川委員            よく覚えておいてください。峡北スケート大会というのが開催されています。この大会の会場は県立八ヶ岳スケートセンターで行われています。この大会の回数は何回くらいか、承知していますか。

上田保健体育課長   申しわけございません。承知しておりません。

浅川委員            この大会は67回を数えております。よく覚えておいてください。引き続き、この大会を開催しているのは、どこの団体ですか。

上田保健体育課長   細かくは承知をしておりませんが、峡北のスケート連盟がやっただいているものと思います。

浅川委員            そのとおりです。この連盟の会長は誰が担っているか、承知しておりますか。

上田保健体育課長   申しわけございません。存じておりません。

浅川委員           それも覚えておいてください。これは充て職になりますが、北杜市長です。  
この事務局はどこにあるのか、承知しておりますか。

上田保健体育課長 承知しておりませんが、市長であれば、教育委員会の中にあるのかなと想像しております。

浅川委員           そのとおりです。このスケートセンターを会場として実施される別の大会は承知しておりますか。

上田保健体育課長 申しわけございません。存じ上げておりません。

浅川委員           それもよく覚えておいてください。山梨県小中学校スケート大会、それから県高校新人戦スケート大会等がございます。

このことから、この県立八ヶ岳スケートセンターは、本県のスケートの普及、振興及びスピードスケート競技のジュニア選手の育成を図るとともに、スケート教室を開催する学校教育にもしっかりと貢献できる施設と考えますが、いかがでしょうか。

上田保健体育課長 これまでの歴史から申し上げますと、学校教育で活用させていただいてきたと承知をしております。

浅川委員           同施設の利用目的の3つ目には、確かに県民の健康増進や観光客のレジャー利用を目的とする施設とありますが、利用者数をふやすことは県有施設として山梨県、これはスポーツ振興局が利用者をふやすべく計画と、具体的な推進事業を行うべきと考えますが、県独自の利用促進の取り組みについて、去年までの部分でもよろしいですから、わかったら教えてください。

上田保健体育課長 昨年までのスポーツ健康課は、利用のクリアしなければいけない数値を目指して、各種団体に働きかけをしていたと承知はしております。小中学校の行事はもちろんですが、スポーツ推進協議会等関係団体にも働きかけをして、利用の促進あるいは活用の情報提供をしていただくようなことを努めていたと聞いております。

浅川委員           最後になりますが、もうこの問題につきましては、総務委員会で質問なさっているように聞いておりますが、余り具体的に取り組みは先行しているとは聞いておりません。

先日の表明を受け、私のところには心配になるなど、たくさんの連絡を受けており、また既に地元北杜市の教育委員会やスポーツ少年団の保護者、さらにはスケート連盟の方々も早速、請願書の提出や、存続に向けた署名活動もスタートするなどの動きが出ております。実はきょうスケート連盟の高村理事長等々も隣にみえているはずでございます。私も地元選出の議員として、地域の拠点施設の存続は最重要項目であります。常に日ごろより教育行政の皆様には大変感謝を申し上げます。しかしながら、今回の決定につきましては、大変苦慮しております。きょうここにおいでの皆様方もぜひ理解をして

いただき、教育長さんに、これからの社会体育も含めて再考をお願い申し上げ、教育長の所見を述べていただきたいと思います。

斉木教育長

ただいまの八ヶ岳スケートセンターのことにつきまして、幾つかの御質問をいただいて、最後に今後に向けての教育委員会の考え方ということで、御質問をいただきました。

教育委員会といたしましては、小学校、中学校、あるいは高校で部活動あるいは学校行事で利用してきた施設でございますので、大変関心を持ってきたところでございますけれども、現在、総合的な判断の中での廃止の決定というようなことで承知しているところでございまして、教育委員会といたしましては、現在は例えば北杜高校のスケート部、あるいは小中学生の学校行事、スケート教室等、今後、不利益にならないように努力していくということをまず考えております。

今後の北杜高校、全国募集も始めたところでございますので、初めての試みで、全国から来てくれるかどうかわかりませんが、来てくれるだろうという見込みで準備をしているところでございますが、代わりのスケート場の確保とか、そういうようなところも含めて、子供たちに不利益にならないようにしていきたいと考えております。

社会体育ということになりますと、またスポーツ振興局というようなことになりますので、私も微妙な意味合いで矛盾したことを申し上げてもいけません、学校教育の観点から、今のところを申し上げさせていただきます。

主な質疑等 福祉保健部・子育て支援局関係

※第79号 第79号山梨県安心こども基金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第83号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの  
及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(障害者の就労支援)

杉山委員

まず、この春から続いておりますこのコロナの問題に対しては、小島部長初め、多くの関係する皆様には、日夜大変な御尽力をいただいておりますこと、改めて感謝と敬意を表したいと思います。

それで、福の7ページの一番下のところで1点お聞きをしたいと思うんですが、今回その就労支援施設に対する支援ということで、新聞広告とかホームページで具体的にどういった内容のものを載せるのか、お聞きしたいと思います。

古澤障害福祉課長 この事業は、6月補正予算において生産活動を支援する補助金を予算計上させていただきましたが、この9月から申請が始まっておりまして、徐々に補助金を使って事業が開始されているということもございます。こうして、てこ入れをしている事業を、さらにPRをしていくということが重要だという認識のもとで立ち上げている事業でございまして、まず、そういった事業所自体を皆様に知っていただくということが重要だという認識のもとで、それを新聞広告に掲載をするということが1つございます。

それから、当然その新聞広告では、いずれ紙面にも限界がございますので、ホームページを立ち上げたいと考えたのが、もう一つこのホームページの開設ということでございます。

このホームページの中には、各事業所ができる役務ですとか、物品、こういったもの

を紹介をするページをつくります。もう一方で、企業側が提供してほしいものを、そこに掲載をしていただいて、双方がそのホームページからニーズを見ながら、御自身で新しい仕事探しをするお手伝いというようなところがございます。また、その両方のマッチングというようなことも考えていきたいと考えております。

杉山委員

私も地元の就労支援施設に若干かかっているんですけども、このコロナの問題がある以前から、それぞれの事業所は、ギリギリの状態運営をして、その仕事も地域の企業の社長さんの本当に深い理解があって、仕事をいただいているという状況なんです。恐らく県内のそういう事業所も恐らくそういう状況なんだろうと思うんですが、それに加えて、このコロナの問題ということで、そういう仕事が減っている状況の中で、この新聞広告だとかホームページにどういった内容が掲載されるのか。恐らく今おっしゃったように、この事業所はこういう仕事ができますということだと思んですが、その仕事を出す、仕事をもらうということになると、その事業者、社長さんの理解がないと、なかなか難しいのが現実なんです。

そういった意味では、こういった広告にあわせて、各そういう就労支援施設が大変な状況なんだということも含めて訴えていかないと、なかなか仕事は来ないんだろうと思いますけど、その辺をぜひ、そういった各事業所の現状、窮状をあわせて訴える。そういったことも仕事をもらう上では必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

古澤障害福祉課長 おっしゃるとおりということで認識をしております。今回このホームページ立ち上げに当たりますは、やはり企業側にもいろいろお話をさせていただきながら、理解を求めていかなければいけないだろうと考えております。

新しくホームページをつくって、そこへ企業側のニーズを掲載していくということを考えていきますと、開拓していかなければいけないと考えておりますので、そういった機会も通じまして、事業所の仕組みですとか、そういう窮状みたいなこともお話をしながら、御理解も得ながら結びつけて、それが活性化につながり、向上につながる形になるように進めていきたいと思っております。

杉山委員

いずれにしても、事業者さんは、本当に真面目にやられているわけですね。そういったことを踏まえると、こういった事業は、本当に仕事の獲得につながるように、ぜひ工夫をしながら、ぜひ進めていただきたいと思います。

山田（七）委員長 答弁は。

杉山委員

結構です。

（放課後児童クラブについて）

遠藤委員

私は子育てのほうでお願いしたいと思います。

子の2のほうで、放課後児童クラブ等における子どもの心のケア事業ということでありまして、この放課後児童クラブは、感染が広まった当初、仕事を休むことがで

きない医療従事者ですとか、あるいはスーパーにお勤めの方のお子さんですとかを預かっていたと認識しているわけなんですけれども、県内でどのくらいの規模があつて、どのくらいの数のお子さんが御利用されているのか、お伺いいたします。

土屋子育て政策課長 県内の放課後児童クラブは、令和2年5月1日現在で、278クラブ設置されております。このうち余裕教室などを活用した放課後児童クラブは83クラブ、児童館など学校の敷地外で実施している放課後児童クラブが195クラブとなっております。

また、県内の利用人数は小学校6年生までを対象として5月1日現在で1万2,239人が登録をしております。これは県内小学校の児童数の約3分の1が登録を行っていることとなります。

遠藤委員 コロナ禍の始まったころの社会的貢献というのは非常に大きいと認識をしているんですけども、今回こういう予算が694万5,000円ということなんですけど、2人分の人件費相当かなと推察をしたんですけども、この臨床心理士等の巡回訪問、これが既定予算は3億4,400万円ということなんですけど、この臨床心理士は今までいたのか、あるいは、またこのコロナ禍において設置をされたのか、お伺いいたします。

土屋子育て政策課長 臨床心理士等の巡回訪問については、放課後児童クラブへの配置が義務付けられていない中で、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、クラブ内でのいじめや児童への心のケアが必要だという声も伺っておりますので、今回補正予算として初めて計上させていただきました。

遠藤委員 本県の事例ではないんですが、コロナ禍が始まったころ、医療従事者のお母さんが涙ながらに訴えたような状況も見たわけですが、実感としてこの県内の放課後児童クラブ関係で、そういった事例が多く頻発したから対応するということなのか、あるいはあらかじめそういうことにならないような対応なのか、お伺いします。

土屋子育て政策課長 県では、放課後児童クラブの運営上の課題等について、アンケート調査を実施しており、その中で、いじめなどの問題や配慮を必要とする子供の利用がふえているという意見がございました。

また、放課後児童クラブの支援員への研修を実施する中で研修の講師からも、今年度の運営が大変だという声を伺っております。こうした実態を踏まえ、補正予算を計上したところです。

遠藤委員 非常に時宜を得たよい事業だと思います。実施主体は市町村ということなので、ぜひ連携をとって、子供は多感な時期だと思いますので、それを健全育成になるように推進をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

土屋子育て政策課長 原則放課後児童クラブに通っている児童が在籍する小学校のスクールカウンセラーに訪問していただこうと考えております。

放課後児童クラブを巡回する中で継続した支援が必要な児童については、様々な支援を行うことを想定しているところであり、学校や市町村とも十分連携をとりながら、この事業を実施していきたいと考えております。

(インフルエンザ予防接種促進事業費について)

大久保委員

私からも、福祉保健部、小島部長ほか、そこにいらっしゃる幹部職員の皆様、そしてまた全職員の方、春先から御尽力いただいておりますことを、厚く御礼申し上げます。

私からは、福15ページの感染症予防費の一番下、3の高齢者等インフルエンザ予防接種促進事業費についてお伺いさせていただきます。

本県も、言うまでもなく新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ、この同時流行が非常に懸念される中で、また重症化しないためにも、老若男女、一人でも多くの方に予防接種を受けていただく必要があるかなということで、以下何点かお伺いさせていただきます。

まずは、本県の昨シーズンのインフルエンザの流行状況と、今シーズンの流行にかかわりまして、どのように分析されているのか、1点、お伺いさせていただきます。

高橋健康増進課長 お答え申し上げます。

まず1点目、昨シーズンのインフルエンザの流行状況についてでございます。例年、インフルエンザの患者は11月の下旬ごろから患者数がふえまして、翌1月から2月にピークを迎えるものでございます。昨シーズンは、例年の流行よりも、流行自体は低い水準でございまして、ピーク時でも例年の半分以下の患者数ということでございました。

2点目、今シーズンの流行予測についてでございますけれども、一部には全国的にこれまでの患者数が少ない、あるいは新型コロナウイルス感染症の対策で、予防対策が徹底できているということを経験に、流行は小規模と予測をする声もございまして、一方で本県の専門家会議の認識では、こうした流行予測に確証はないということで、これまでどおり、従来どおりの流行を想定して対応する必要があるという意見をいただいております。県としましても、通常どおりの流行が起こっても、しっかり対応できるような体制を構築してまいりたいと考えてございます。

大久保委員

あとは、本事業2億7,720万ということで、対象者は高齢者ということに限定されておりますが、厚労省では子供や妊婦などに対しても、ワクチン接種を推奨しているということで、例えば私の住んでいる笛吹市では、18歳以下は一部補助ということで、市町村によってもプラスアルファの部分があるという状況でありますけれども、今回対象としないそういった理由は、どういったことでしょうか、妊婦ということで、厚労省の推奨に反するというんでしょうか、お伺いしたいと思います。

高橋健康増進課長 お答え申し上げます。

今回の事業の対象者についてということでございます。インフルエンザワクチンは、重症化の予防に効果がございます。今回の事業の目的は、したがって、接種の促進によって重症化を予防し、そして医療機関の負担を軽減するということにございます。

特に高齢者につきましては、重症化リスクが高いこと、そして入院が長期化する傾向があること、さらには国においても、優先的な接種、すなわち10月1日からいち早く打っていただきたいということで、最も早い時期での接種を推進していると、こういった理由で高齢者を対象とすることとしたものでございます。

一方で、子供や妊婦、御指摘いただきました方々につきましては、市町村において独自の助成制度を設けているところが複数ございまして、今年度、その新設や拡充を行っている市町村も複数ございます。我々承知している限りでお子さんへの助成が21市町村、妊婦については8市町村あると承知をしてございます。こうした市町村独自の取り組みを尊重することといたしまして、県では対象としないということにいたしました。

大久保委員 市町村格差がありまして、取り組みに対してやはり県としての均一なフォローアップは必要だと思います。

そしてもう一点、1日から予約が開始、そして健常者は月末からということで、非常に県民の意識、また市町村の取り組み等によって、ワクチンが十分足りるのかなという懸念が非常にありますし、また年によっては医薬メーカーさんもその量、十分だとか不十分ということで、間違いなく需要がふえる中で、その確保というのはどのように取り組まれているのでしょうか。

高橋健康増進課長 お答え申し上げます。

インフルエンザワクチンの供給量の確保についての御質問でございます。全国では今期、人数でいきますと6,300万人分のワクチンが供給される見込みということでございまして、過去5年間で最大の量、昨シーズンの使用量と比較をしましても、1割以上の増加をするという見込みでございます。シーズン全体で見れば、かなり多い量が供給されると考えておりまして、県民の皆様には冷静に行動していただきたいと考えています。

一方で、ワクチンの供給量というのも、おのずから限界があるものですから、優先順位の御案内をして、より必要な方に確実に届くような周知を行ってまいりたいと考えてございます。

大久保委員 この制度は、当然接種率を引き上げなければいけないということと、また、知っている方、知らない方があってはいけないと思うので、もう既に10月1日から予約が始まっているので、その周知に向けてPR、あまねくそういった部分が必要だと思うんですが、その部分を最後にお伺いします。

高橋健康増進課長 お答え申し上げます。

周知についてでございますけれども、今回この予算をお認めいただいた暁には、速やかに周知を行ってまいりたいと考えてございまして、テレビや新聞、そして予防接種法に基づく予防接種の実施主体であります市町村を通じて、地域の住民の方々にも広く周知をしてまいりたいと考えてございます。また、予防接種を打つ場所となる医療機関に対しましても、ポスターなど配布をいたしまして、周知を図ってまいりたいと考えてござ

ざいます。

(保健所の体制について)

臼井副委員長 私は福祉保健部と、あと子育て支援局に1つずつ、2点質問させていただきたいと思  
います。

まず、皆様には、コロナ対策、最前線で御尽力いただきまして、本当にありがとうございます  
ざいます。まず、福の4ページ、保健所即応体制整備事業費について伺いたいと思いま  
す。

現在、保健所での検体の搬送がどうなっているのか、そして、これは1日何回くらい  
搬送してどれくらいの検体数を運んでいるのか、教えてください。

津田福祉保健総務課長 検体搬送についてでございますけれども、各保健所で行っておりまして、1日  
3回衛生環境研究所の搬入の締め切りがございますので、それに合わせまして、管内の  
病院から検体を回収しながら、衛生環境研究所に運んでおります。検体の数ですけれど  
も、1日に運ぶ検体の数、現状は4保健所合わせて40から50個程度、1保健所、1  
回当たりですと2から7程度の検体を運んでおります。

臼井副委員長 患者の移送についてはどのように行っているのか、教えていただければと思  
います。

津田福祉保健総務課長 患者移送についてでございます。患者の移送先、入院先の調整については、県  
庁にある対策本部で行っておりまして、容態が重い方については、消防へ救急搬送を要  
請しておりますが、軽症で、そして御自身の交通手段のない方については、保健所に移  
送の指示が出ます。指示を受けた保健所では、入院先の病院と打ち合わせをした上で、  
患者の方の御自宅へ車を回しております。そのときには、職員が防護服やゴーグルなど  
を身につけて運転をしております。そして、医療機関に到着しましたら、指定された入  
り口に患者の方におりていただいて、移送後は車を消毒し、防護服などを廃棄し、また  
手洗いをを行うという手順になっております。

臼井副委員長 今回は病院へ患者を移送する業務を委託するということになっているかと思  
います。  
どういった分野の事業者というのを想定しているのか、例えばタクシー会社とか、ある  
いは感染症の専門性のあるような事業者に委託をするとか、どのようなお考えになるの  
か、伺います。

津田福祉保健総務課長 委託先事業者の想定でございますけれども、運転業務ということで、特別な技  
術が必要という業務ではないと考えておりまして、特に分野を指定せず、公募によりま  
して、事業者を決定したいと考えております。公募の際には、検体搬送と患者移送を合  
わせて1つの業務ということで、募集をしたいと思  
います。

臼井副委員長 専門的な技術とか、そういうものは搬送だから要らないということでありませ  
ども、ただ、感染されている方の移送ということもありますので、この取り組みでかえっ

て感染者が新たにふえるようなことになってはいけないと思っていますし、選定をしっかりと慎重に行っていただいて、できれば移送する運転手、あるいは関係する方々には、きちんと研修のようなものを受けていただき、ただ運転すればいいみたいな感覚だけじゃなくて、そういったことだけはしっかりと適切な知識、感染に対する知識と、あと対策を徹底していただければありがたいなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

(保育所の感染症対策について)

臼井副委員長 子育てのほうなんですけれども、子の2ページの保育所等感染症対策支援事業費について伺います。

実際に今、コロナに感染した幼児がやはり何人かいる中で、今後の感染拡大というのが、非常に心配されるという状況だと思います。幼児が日中の大半を過ごす保育所ということですので、極めて重要な事業だと思っておりますので、何点か伺わせていただきたいと思えます。

まず、感染症の対策事業費、今回の補助金の内容と、対象となる経費について伺います。

土屋子育て政策課長 これは、保育所や認定こども園のほか、放課後児童クラブ等が継続して事業を実施するために必要な、感染拡大防止に要する経費について補助をするという事業になります。

具体的には、マスクとか消毒液といった衛生用品の購入費や、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を行うために勤務時間外に消毒作業を行った際の超過勤務手当や、非常勤の職員を雇い上げて感染症対策を行った場合の賃金といったものに助成することを想定しております。

補助額は、マスクや消毒液、衛生用品の購入費のほか時間外勤務手当などのかかり増し経費を合わせて1施設50万円を上限としております。

臼井副委員長 これまでマスクとか消毒液といったものについては、感染拡大の防止ということで、予算が計上をされていたかと思っておりますけれども、これまでのそういった事業との相違点があれば伺います。

土屋子育て政策課長 これまで、保育所や放課後児童クラブにつきましては、市町村が所管する施設ということから直接国が市町村に補助してきたところですが、今般、国において、交付金をいったん県で受けてから市町村に補助する形態に変更されたことから、県が実施主体となって、市町村を通じて保育所等に支援を行うことになりました。

これまで県で行ってきた感染防止のための事業は、幼稚園や認可外保育施設といった県が所管する施設に対して、マスクや消毒液等の購入に対する支援を行ってきたところではあります。

臼井副委員長 こういった衛生物品の整備への支援というのも、これも本当に重要なことだと思っ

いますけれども、保育所の皆さんから、実際にコロナの感染の防止策、あるいは感染者が実際に発生したときのその運営をどうするのかということについて、不安を感じていらっしゃる方もいるという声を聞いていますけれども、今回その下に感染防止マニュアル強化支援事業費ということで、これも事業として計上されていますけれども、その内容と効果のようなものをちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

土屋子育て政策課長 感染防止マニュアル強化支援事業費につきましては、保育所や放課後児童クラブにおける感染防止対策の徹底を図るため、リスクコンサルティングの専門家などによる指導助言を受けながら、各施設で策定した感染症対策マニュアル等に業務継続支援計画といった視点も取り入れ、よりマニュアルを充実強化するといった支援を考えているところです。

特に保育所等は感染症に対する抵抗力が弱い子供が利用することや、外部からウイルスを持ち込みやすいとか、密になりやすいといった環境にありますので、万が一感染者が出た場合に事業を継続できるようマニュアルを充実させる必要があると考えております。

臼井副委員長 マニュアル作成というのは、非常に難しいと、個人的には思っています、このコロナ禍で園児を見るだけでも、本来非常に大変な状況だと思っています。その中で、先生方がマニュアル作成すると、いろいろと助言はあるかもしれませんが、実際にどこまで専門家の皆さんがそのマニュアル作成にかかわっていただくのか、できればある程度ベースとなるようなものがあれば、非常に、何ていうんでしょう、作成しやすいのかなと思いますけど、その点はいかがでしょう。

土屋子育て政策課長 県では、保育所のさまざまな課題を検討する場として、保育関係団体や保育士の養成校との検討会を設けております。こうした場を活用し、専門的な知見をいただきながら、ある程度のたたき台やモデルになるようなマニュアルを作成をして、全県下の保育所等に広めていくということを考えております。

臼井副委員長 今回事業継続を支援するということの目的だと思っていますので、ぜひ保護者の皆様が安心して子供を預けることができるような環境をしっかりとつくっていく。そしてその経済活動をしっかりと維持していく上で、この保育所の機能、役割というのは非常に大切だと思っています。本当に一番困っていた現場だと思えますし、一番状況が理解できるのも現場だと思えますので、ぜひ皆様には現場の人たちといろいろ意見交換を重ねながら、ぜひ効果のあるマニュアルづくりあるいは感染対策を、引き続き御検討いただいて、実証していただきたいと思っていますので、ぜひそこをお願いして、質問を終わらせていただきたいと思います。

(小児救急医療体制整備について)

宮本委員 本当に、福祉保健部の皆さんは、コロナ禍において多大なる御尽力をいただきまして、敬意を表します。2問伺わせてください。

1つ目は、福の9の小児救急医療体制整備費補助金1億4,900万余について伺います。

先ほどは、課長のほうからコロナ禍においても休日・夜間の小児救急医療体制を確保するために、小児初期救急医療センターの運営に対しての助成ということ伺いましたが、私も小さい子供を持つ者として、大変関心がある話でございまして、初めに、我が県における小児救急医療体制というのは、今どのような形で運営されているのかということ、まず伺いたいと思います。

齊藤医務課長 本県では、甲府市と富士吉田市に小児初期救急医療センターを設置しておりまして、その運営につきましては、地元の医師会並びに薬剤師会に御協力いただいております。加えまして、重症者への対応として、県立中央病院など県内7つの病院によりまして2次救急の体制を構築しているところであります。

宮本委員 コロナ禍において、コロナ感染リスクを避けるということで、やはり医療機関への受診控えというのは、よくメディア等で聞いていることですが、その新型コロナの関係で、小児科の受診者数がかなり減ったと聞いております。そこで、小児初期救急医療センターの状況について伺いたいと思います。

齊藤医務課長 2つのセンターですけれども、年間合わせてこれまで約2万人以上の利用をいただいております。しかしながら、ことしの4月から8月までの利用者の方につきましては、2,700人余りということで、例年に比しまして約7割の減、つまり約3割の利用ということになっておりまして、最終的には従前の2万人に対しまして、約7,000人とどまる見込みとなっているところであります。

宮本委員 それは大打撃ですね。よくわかりました。県として経営が悪化してきている医療機関に対して、個別のあるいは何らかの支援はしていないということ承知していますが、今回のこの補助金というのは、ある意味、医療機関支援ということから、これまでと違った形で逸脱した形で支援するということですが、これはどういう理由で支援するのか、伺いたいと思います。

齊藤医務課長 利用者の減少はそのまま診療報酬の減少につながります。このままの状態が続きますと、センターを引き受けていただいております地元の医師会並びに薬剤師会の負担が大きくなりまして、従前の診療体制を維持することができないものと考えているところであります。

そもそもセンターにつきましては、県と市町村で構成しております小児救急医療事業推進委員会が運営しており、県からはこの委員会への補助という形をとっておりますけれども、実質的には県と市町村の共同による実施主体ということになっているところであります。したがって、県と全市町村には、この体制を維持していく責任があると考えておりまして、全市町村と連携して委託料の増額を行うこととしたものであります。

なお、委員御指摘のとおり、医療機関の経営悪化への支援につきましては、あらゆる

県の施策を総動員して対応するとともに、国に対して強く要望してまいりたいと考えているところであります。

宮本委員 最後に今後の小児初期救急医療体制について、これを確保し続けるための県の考え方を伺います。

齊藤医務課長 子育て世代にとりましては、休日・夜間に急な病気などですぐに医療が受けられる体制は、なくてはならないものと考えているところであります。今後とも市町村、医師会等としっかり連携する中で、鋭意取り組んでまいりたいと考えているところであります。

(産前産後ケアセンターについて)

宮本委員 ぜひ取り組みを応援したいと思いますので、よろしく願いいたします。

もう1問質問したいと思うんですが、子の5をお願いします。マル臨の産前産後ケアセンター事業継続支援事業費補助金ということで、こちらに厳しい経営状況にあると記載があるんですが、さっきの医療と同じなのかもしれませんが、なぜ厳しい経営状況にあるのか、まず伺いたいと思います。

土屋子育て政策課長 産前産後ケアセンターでは、主な事業として宿泊型の産後ケア事業を実施しており、県と市町村がその利用実績に応じて委託料を払う仕組みになっております。

新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため緊急事態宣言が4月20日に出されたことを受けて4月21日から利用者の受け入れを停止したところであり、緊急事態宣言解除後の5月6日以降も感染の拡大防止対策を最優先にして、3密を避けるよう非常に配慮しながら、受け入れを行っている状況であります。

このため、本年度第1四半期、4、5、6月の受け入れ泊数が57泊と昨年度第1四半期の171泊と比較しても3分の1となっております。

宮本委員 ただ、そうすると、コロナがもし収束すれば経営が改善するという認識でよろしいですか。

土屋子育て政策課長 産前産後ケアセンターについては、当初想定した宿泊数まで伸びず、非常に経営が厳しいといった実態がありました。この点につきましては、現在、県と市町村とが設置した産後ケア事業推進委員会において、利用率を拡大するための施策や取り組みについて整理しているところであります。

来年度以降、利用受け付けの方法や第2子以降の使いやすさ、あるいは利用料金額や遠方からの送迎の問題といった課題を検討し、経営状況を改善していきたいと考えております。

宮本委員 最後に、私も1回使おうとしたんですが、結局、夫婦で泊まれないんですね、たしか。そういうのも家族としては、奥さんが一人でいたいのかどうかかわからないんですけど、いろいろ改善点が私もあるかなと思いますので、コロナ禍においても、コロナがいずれ

収束した後も、ぜひいい施設でありますので、経営改善を頑張っていただきたいと思  
います。もしよければ、意気込みをお願いします。

土屋子育て政策課長 昨年12月に母子保健法が改正されて、来年4月1日以降、全市町村において産  
後ケア事業を実施することが努力義務とされたところであり、例えば、同居の家族がい  
ても産後ケアが必要だということになれば、市町村は積極的に利用勧奨するというこ  
とがガイドラインで明確にされております。

こうした点をしっかりと市町村に周知をしながら産前産後ケアセンターの利用が拡  
大するように努めてまいりたいと考えております。

(動物愛護管理指導費について)

望月(利)委員 質問に先立ちまして、執行部におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にお  
いて昼夜を問わず対応していただいていることに、感謝と敬意を申し上げます。

私から、福の14ページ、動物愛護管理指導費について、幾つか質問させていただき  
たいと思っております。

この人と動物の共生社会推進事業費ということで、今回ようやく飼い主がない猫の  
不妊・去勢手術費用を支援する市町村に対して助成をするということでございますが、  
今回の予算計上における背景という部分を教えていただければと思っております。

大澤福祉保健部参事 飼い主のいない猫に対する不妊・去勢手術ということですが、これまでこうい  
った犬であるとか猫の引き取りにつきましては、県の動物愛護指導センターで引き取りを  
させていただいて、譲渡に向かない動物については、残念ながら殺処分をするというよ  
うなことで対応してきました。昨年度の殺処分数ですが、犬猫合わせますと224匹ご  
ざいまして、このうち猫が209匹ということで、ほとんど猫ということで、しかもこ  
の猫のうち子猫が208匹ということで、ほとんどが子猫ということで、要するに生ま  
れたばかりの子猫でありまして、要は飼い主もいない猫ということで、こういった猫は  
実は直ちに譲渡ができないものであります。なぜかといいますと、ミルクを飲まない  
と大きくなれない。自分で御飯を食べることができませんので、2時間置きあるいは3  
時間置きにミルクをあげないと育てることができないということで、なかなかその譲  
渡ができるまでに育てることができなかつたというような状況がございました。

ですから、こういった子猫を減らしていくことが、殺処分数を減らすのにとっても大事  
だということで、いわゆる飼っている猫は飼い主が責任を持って不妊・去勢手術をして  
いただければいいわけですが、飼い主のいない猫、いわゆる野良猫といいますか、地域  
猫といいますか、そういった猫に対しては、ある程度やはり、そのところの対策をと  
っていかないと、なかなかこういった猫が減っていかないということで、今回、飼い主  
のいない猫に対する不妊・去勢手術を進めていこうということで、市町村が行って  
おります不妊・去勢手術の助成がありますが、これを飼い主のいない猫にも拡大をして  
いただき、そこに県も一緒になって助成をするという形で進めていこうということで補  
正を出させていただきました。

望月（利）委員 まさに殺処分ゼロを目指していくということで、山梨県動物の愛護及び管理に関する条例のとおり、人と動物が共生する山梨を目指していくということ、ゼロにしていくためには、猫そして子猫の殺処分を少なくするための今回の補正だということで御説明をいただきました。

一方で、市町村の助成ですが、これが今まで去勢手術に対して助成をしていた市町村も、昨今やめてしまっているようなところも実はあって、そこで市町村のシステムがないところで、今言ったような部分、この補正予算を適用しろと言ってもなかなか市町村のほうも、その枠がないものですから、適用に困るのではないかなと思っております。

一方でこの条例、先ほど話した山梨県動物の愛護及び管理に関する条例の中で、知事が条例の目的を達成するために、市町村や団体に協力を求めることができるという条文があります。ぜひこの条文も活用しながら、やはり県でこういう補正予算を組んでありますので、市町村にもぜひその活動に理解していただきながら、積極的に応援をしてほしいというようなことを要望していただきたいと思いますと思っておりますが、その点についてはどうでしょうか。

大澤福祉保健部参事 その市町村が補助を行っているのは、現在、甲府市を除きますと10市町ということで、残りの16市町村は今この補助制度がないという状況であります。しかも、これを飼い主のいない猫にも対象にさせていただくということなので、これから市町村の御理解もいただきながら、取り組みを進めていく必要があると考えております。

この飼い主のいない猫に対する対応というのは、基本的にはやはり地域で、その動物による鳴き声であったり、ふんであったり、そういった被害があるということで、基本的には環境的な要素が強くて、一義的には市町村が対応するというので、我々は考えておりますので、まずは市町村、それから地域の御理解をいただきながら、この事業を進めていきたいと考えております。

望月（利）委員 まずは地域という御答弁をいただきました。まさに地域でしっかりと猫の、野良猫といわれる飼い主がいない猫のことを見守っていく。地域猫活動というのが、今は一般的に叫ばれ続けていて、ようやく認知をされている。TNR活動といいまして、その生まれてしまった猫、野良猫を捕まえて殺処分するのではなくて、その地域で守りながら、先ほどのふんの被害とか、また鳴き声とかそういった部分を地域全体でケアしていこうという取り組み行われつつあります。

そして、御承知のとおり県庁の中にも猫がいます、県庁猫ということで数年前、メディアでも取り上げられて、私も県庁に来たときに、真っ黒になってシャーと言いながら逃げた猫を、TNR活動をしている地域猫ボランティアの方々がケアしながら、また地域の人たちも理解していただきながら、すごく大事に見守るような環境ができてきたおかげで、そのシャーと言って逃げずに、地域に溶け込む猫として、そして去勢手術もされているわけですから、もう次の世代が生まれません。その世代において徐々に野良猫というのがなくなっていくという、長期的なビジョンのもと、大澤参事も課長時代から長年かかわっていただいて、努力していただいた県庁モデルというのが、ボランティア団体の中では言われ始めているような、モデル的な形になってきているということ

を、この場をおかりして発表もさせていただければなと思っておりますし、逆にメディアが取り上げたことによって、観光資源として猫を見にくる、わざわざ県外から山梨県庁の猫を写真撮りに来たよという人もいますし、そういった形で、今、野良猫として扱われている猫たちが、その世代でどうやってなくなっていくか、徐々になくなっていくかということ、また今後、県でもその県庁モデルを大事にさせていただいて、ほかの例えば小瀬や美術館にも同じような事例があるということで、そこに波及していただいで、ボランティアと地域と連動した取り組みをしていただければなと思っております。今後の部分について、少し予算とはかけ離れて、所管の部分も入ってしまいますが、関連したということで、御答弁いただきたいと思っております。

大澤福祉保健部参事 猫につきましても、終生飼養ということで、死ぬまで飼っていただくというのが、大原則でございまして、地域猫につきましても、地域で安心して終生暮らしていけるというような環境をつくっていくということは、大変大事だと思っております。

もちろんこれをするためには、まずは市町村の御理解、それから地域がみずから面倒見ていただくというような、そういった御理解、それからボランティアの協力もなければなかなか進まないというようなこともあります。

ですから、県も市町村、地域、それからボランティアと一緒にこの事業を進めてまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※請願第2－2号 公立・公的病院の「再編・統合」に反対し、山梨県の地域医療の拡充の意見書採択を求めることについて**

意見

遠藤委員 公立・公的病院の再編統合に反対をし、山梨県の地域医療の拡充の意見書採択を求めることについて御意見を申し上げます。

公立・公的病院の再編統合の再検証対象となったのは、県内7つの病院ということでありましたけれども、国が病院名を公表する前から、独自に今後の運営方針を検討している病院もあったということでありました。一方、地域医療構想そのものは、今後推進をしていくということでもありますけれども、今般の新型コロナウイルス感染拡大におきまして、本県では公立・公的病院の中心的な役割を担っていただいたということで、5

月に全国知事会などを通じて、公立・公的病院が果たすべき役割の重要性を念頭に置いて、地域医療構想の推進については、地方と十分に協議を行うように国に求めてきたということでもあります。

これを受けて、国は新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた今後の医療提供体制について議論を開始するとともに、公立・公的病院の再編統合の取り組みの進め方について地方の意見を聞きながら、改めて示すという方向が示されたということでもあります。その動向を注視し、継続審査とすることが適当と考えます。

討論           なし

採決           全員一致で継続審査すべきものと決定した。

## ※所管事項

質疑

(かかりつけ医について)

鷹野委員       一般質問の折にも皆様の御苦勞に対しまして、敬意を表したところでありますけども、改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、2点御質問させていただきます。

まず1点目は、情報として、県でいろいろな指導のもとにかかりつけ医がPCR検査を始めるというような医療機関があると聞いております。そういう中で特に安心して医療行為ができるように、例えば補償とか支援は、今どのような内容になっているか、もし現時点でお決まりごとがあるのであれば、教えていただきたいと思っております。

高橋健康増進課長   お答え申し上げます。

かかりつけ医における診療や検査の拡充についてという御質問かと思っております。現在、県としてどのような体制で診療体制を構築していくかということ、今まさに県医師会と協議をしている状況でございまして、各医療機関における个人防护具の確保や、感染防止対策に向けた研修など、県としてさまざまな支援をしてみたいと考えてございます。

詳細は現在協議中でありまして、10月中に体制を構築すべく、検討を進めております。

鷹野委員       早速、そういう声が入ってきていまして、本当に御苦勞いただいているところを、

非常に評価したいと思いますし、改めて10月のところで決まり事が出てくると理解しておりますけれども、その辺をぜひ医師会とか、やっていただける医療機関の人と綿密に打ち合わせをして、医療従事者が安心して快く受けいただける体制をぜひともお願いして、意気込みも含めてお願いしたいと思います。

高橋健康増進課長 お答え申し上げます。

まさに、診療や検査を行っていただく医療機関、多くの医療機関に御協力をいただくことが、何よりも不可欠だと考えています。インフルエンザの時期になりますと、1日当たりの発熱患者の数が1,000人を超えるような状況に県内になってくると考えてございます。こうしたことから、きちんと医療機関の先生方に御協力をいただくことが何よりも不可欠だと考えておりますので、医療機関やそして医師会などを通じて、丁寧に打ち合わせや協議、情報提供しまして、万全の対策を構築してまいりたいと考えております。

鷹野委員 よろしくお願いいたします。

もう一点は、6月の補正で出た案件でありますけれども、医療従事者に対する慰労金の取り扱い、これについて現況、どんな状況になっているか、お伺いしたいと思います。

齊藤医務課長 お答えいたします。

8月末に全医療機関向けに通知を発出しておりまして、現在申請の取りまとめをしているところでございます。

取りまとめにつきましては、国保連合会に業務の一部をお願いしている関係もあり、8月末の時点で10%程度の申請になっております。申請をいただきながら、速やかに交付してまいりたいと考えています。

鷹野委員 1回目の申請受付ということで伺っておりますけれども、あと2回目、3回目と受付があると思うが、アナウンスというか、周知がいまいちどのような形でやっているかわからないので、慰労金が支払いできるような体制をとっていきべきだと思っているんですけども、今後どのように、慰労金を周知するのか、その方策、対応がございましたらお願いしたいと思います。

齊藤医務課長 まず、この制度ですけれども、全ての医療従事者の方に交付ということになっておりますので、まずは県医師会、あとは病院協会等々を通じまして通知してまいってきたところでもあります。改めて8月の末に全医療機関に向けまして通知を発出しております。今後とも漏れがあってはいけませんので、あらゆる機会を検討する中で、しっかり周知してまいりたいと考えています。

(ひとり親家庭について)

臼井副委員長 よろしくお願いいたします。

私は、ひとり親家庭についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

実は先日、私の知人で2人の娘さんを育てているシングルマザーの方なんですけれども、この方から相談がありまして、離婚をされたお相手の方と養育費のことについて、しっかりと取り決めをされていたわけなんですけれども、ここ最近、その養育費が全然もらえていないという、これはもう非常に困ったということで、そんな相談を受けまして、当然これ仕事をしている、非正規社員の職員の方なんですけれども、仕事と子育ての両立、そしてあと、コロナ禍で非常に仕事も保育園とか、いろいろ学校とかの関係でも、何かにつけて、子供も外に出せなくて、仕事も休まなきゃいけなかったりとか、そういった両立でも非常に厳しかったりとか、仕事のことについても非常に難しい状況が続いているということと、そして、ここに来て養育費がもらえないということで、本当にダブルパンチ、トリプルパンチのような今状況で、本当に生活が困窮しているというような状況がありました。

これを聞いて非常に大変だなと個人的に思いまして、どのような感じで、取り組みがあるのか、私も調べたりとかしたところもあったんですけども、まず、この山梨県内のひとり親家庭というのが、どのくらいあって、また養育費がもらえている世帯というんでしょうか。それがどの程度あるのか、データがあればお答えいただきたいと思えます。

小俣子ども福祉課長 県では、5年ごとにひとり親家庭の実態調査を実施しており、昨年度実施したところであります。ひとり親家庭のうち母子世帯は、8,613世帯と前回の調査よりも317世帯多くなっております。父子世帯は、967世帯と前回調査より18世帯減少しております。

また、養育費がもらえている世帯については、アンケート調査に御回答いただいた約2,700世帯のうち養育費をもらえていると答えたのが、母子世帯では35.7%、父子世帯では7.5%というような状況になっております。

あわせて、養育費の取り決めをしているかという調査もしておりまして、母子世帯においては45.3%と、半数近くが取り決めをしていないという状況になっております。

白井副委員長 データ上はなかなか厳しい状況かと思いました。

こういった大変な状況にある今このひとり親世帯ですけれども、県ではどのような支援が行われているのか、教えてください。

小俣子ども福祉課長 県では、本年3月に学校が臨時休校になったことを受け、いち早く県独自の子育て家庭休業助成金制度を設けました。これは学校や保育所等が休業したことで子供の世話のため仕事を休まざるを得ないひとり親家庭等に休業助成金を支給したところであり、8月末までに事業を全て完了し、384件で2,500万円程度を支給したところでございます。

その後、国のひとり親世帯臨時特別給付金制度が設けられ、8月には児童扶養手当を受給している世帯に対し、1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円を加算する基本給付を行っております。

これが8月に終わっておりまして、現在、収入が減少したひとり親世帯等に対する追

加給付等がございますので、その支給の手続を行っているところであります。

また、相談支援も重要と考え、ひとり親世帯の臨時特別給付金の周知とあわせて、市町村の広報紙等に相談窓口を載せていただき、福祉事務所に配置している母子父子自立支援員や母子寡婦福祉連合会等で相談を受けておりますので、そちらの御案内をさせていただいたところがございます。

臼井副委員長 県でもいち早くそういった子育て家庭の休業助成金等についても対応を図っていただいたということで、大変ありがたいところでもあると思いますけれども、この養育費の話を知ると、養育費を取り決めている。私が話を聞いた知人は、しっかりと取り決めをしているということではありましたけれども、この養育費の取り決めをしていない世帯もかなりあるんだということも聞きました。

まずは、とにかく取り決めをしっかりとしないと、どういう状態で離婚するか、いろいろなケースがあるかもしれませんけれども、まずしっかりと受け取るためには、取り決めをして、何らかの形でよくわかりませんが、約束をしっかりと、ルールをつくってやっていくことが、一番大切かと思っているんですけれども、そのための何か支援策というのは、どのように考えて支援していくのかということ、もしお考えがあるのであればお聞かせいただきたいと思っております。

小俣子ども福祉課長 養育費の取り決めをしていない母子世帯は、半数近い45%以上あるということから、かなりの世帯で取り決めがされていない状況にあると認識しております。我々としては、しっかりと取り決めをして、さらに取り決めを私的な文書でしただけでは、もし不払いになった場合の強制執行の手続ができないことも踏まえ、公正証書等の債務名義になるものを作成しておくというようなことが重要になってくると考えております。

現在、法務省と厚生労働省が養育費の不払い解消に向けた検討会議を立ち上げており、離婚の際の養育費の取り決めを促進する制度や強制徴収に関する公的支援等の検討を始めているところであります。

このような動きを注視しながら、今年度予定をしておりますひとり親家庭等自立促進計画で強制的な徴収のために必要となる公正証書等を作成するための支援など、養育費を確実に受け取れるようにするための支援策を検討したいと考えております。

臼井副委員長 国のほうでもそういった動きがあり、また県についても、それに伴っていろいろ計画を立てて検討していただけているということだと思いますので、ぜひそこはしっかりとお願いできたらと思っております。

養育費というのは、夫婦間でやりとりをするものではありませんけれども、これは子供のためだと思うんですね。これがないというわけではありませんけれども、子供が健全にその成長をしていく上で、養育費というのは絶対に必要だと思っております。

大人の都合で、例えば離婚をする。これは仕方ないかもしれませんが、しっかりと公正証書なりをしっかりと働きかけていただいて、きちんとした取り決めのもとで、養育費のやりとりをしていく。それが駄目だったら、証書に基づいて強制的にということでしょうか。しっかりとその法的に養育費を受け取れるように促し、仕組みづくりも、

しっかりとやっていただきたいと思っております。

生活の質も落ちて、教育もろくに受けられないとか、そういったことになって、本当に養育費、幾らかわかりませんが、その養育費がないことによって、生活や教育、あるいは大人になるプロセスにおいて、全く普通に受けられるようなものが受けられないようなことがあつては、子供にとっては非常に大きなマイナスになると思っておりますので、ぜひいろいろと継続して検討いただいて、このことについては、先ほど助成金でもいち早く全国的に取り組んでいただいたということもありますので、この山梨では、このことについて本当に一番先にスピード感を持って取り組んでいただくことを、最後をお願いをして、質問を終わらせていただきたいと思っております。

- その他
- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
  - ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付資料のとおり決定された。
  - ・ 継続審査案件調査の場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を10月27日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。

以 上

教育厚生委員長 山田 七穂